

●香川県告示第38号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、令和2年2月4日から施行する。
令和2年2月4日

香川県知事 浜田恵造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名 称	指 定 区 間	市 街 地 区 間		名 称	指 定 区 間	市 街 地 区 間	
		地 域	始 点	終 点			
1 略				1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。			
(1) 道路				(1) 道路			
名 称	指 定 区 間	市 街 地 区 間		名 称	指 定 区 間	市 街 地 区 間	
地 域		地 域		地 域		地 域	
1 略		略		1 略		略	
2 国道11号	香川県内の区間（高松市の区間を除く。）	観音寺市 <u>市道觀音寺大野原豊浜線</u> との交点	略	2 国道11号	香川県内の区間（高松市の区間を除く。）	観音寺市 <u>県道丸亀詫間豊浜線</u> との交点	略
3~14 略				3~14 略			
15 県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市塩飽町内県道高松善通寺線との交点から同市天満町内市道幸町中津線との交点に至る区間 <u>及び</u> 同市中津町内県道川津丸亀線との交点から観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地内国道11号との交点に至る区間	略		15 県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市塩飽町内県道高松善通寺線との交点から同市天満町内市道幸町中津線との交点に至る区間 <u>並びに</u> 同市中津町内県道川津丸亀線との交点から観音寺市豊浜町姫浜字芝原内国道11号との交点に至る区間 <u>及び</u> 同市豊浜町姫浜字下喜吐地内国道	略	

16~47 略	<u>11号との交点に至る区間</u>			
48 観音寺市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町内市道観音寺大野原線との交点から同市豊浜町姫浜字芝原内国道11号との交点に至る区間			
49~59 略				
(2) 略 2・3 略	(2) 略 2・3 略			